

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について（提出意見一覧）

番号	提出者	提出意見の骨子	提出意見
1	その他（個人）	提出意見の骨子 刑事政策を追加すべきである。	<p>選択科目として刑事政策を加えるべきであると考えます。刑事政策は、旧司法試験科目として選択者が多数に上っており、毎年の試験が実施されてきた実績から、範囲の明確性、体系化・標準化の状況は確固たるものであり、出題内容の独自性を確保することも容易です。現在の選択科目の選択状況は労働法・破産法という旧試験にもあった科目に偏っていますが、いずれも民事系の科目です。学部から刑事や公法系科目を中心に学んだ学生には不利なものになっており、是正が必要</p> <p>です。</p> <p>加えて、刑事政策は、刑事実務に携わる者が必ず修めるべきものと考えられます。犯罪学の成果や行刑・更生保護の仕組みを知らずに刑事事件にかかわるのは片手落ちであり、その意味で刑事科目に刑事政策を加えてもよいくらいだと思います。</p> <p>法科大学院における開講数は、司法試験科目になれば増加するという面も無視できませんし、刑事政策の開講数は租税法や環境法に劣りませんので、むしろ、なぜ刑事政策が選択科目となっていないのか疑問です。御検討をお願いします。</p>
2	その他（個人）	現在の分類は適切だが、更に細分化してはどうか。	<p>私は、知りに合いに弁護士や司法試験の受験者がいる程度で、この分野に関しては全くの素人です。ただ、裁判員制度がもたらしたように、一般市民の声が何かの役に立つこともあるのではないかと、思いまして意見を書いてみました。</p> <p>個人的な印象としては、倒産法、租税法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目の分類は適切だと考えます。</p> <p>しかし、合格者の比率を見ると、倒産法・労働法の選択者が圧倒的に多く、司法試験改革の困難さを思い知らされます。</p> <p>今後その専門家が多数となることが予想される、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の選択者が増えることが望ましく思われます。</p> <p>受験生の偏りが、もしも出題範囲の広さや難易度に由来するものであるならば、更に細分化されてはどうか。</p>
3	法科大学院生	刑事政策を追加すべきである。出題範囲から、国際取引法を除外すべきである。	<p>現在選択科目として準備されている8科目については、環境法がややや独立科目としての存在意義に疑問があることを除き、別段不満はございません。</p> <p>しかし、刑事政策が選択科目になっていないこと、及び選択科目の中で刑事系科目が全くないことについては、アンバランスではないかと存じます。</p> <p>国際公法を選択科目より排除しない理由として公法系軽視のそしりを受けかねないとの発言があります。また、選択科目のうち刑事政策を選択科目として導入すべきと考えます。国際私法については、所謂国際私法及び国際民法の他、国際取引法も試験範囲となっております。</p> <p>しかし、国際取引法については、どこまでが試験範囲なのか不明確で、かつてCOGSAが出題された際は司法試験科目として国際私法を選択するインセンティブを失わせるものではないかと考えます。また、国際取引法がなくなるとしても、国際私法と国際民法だけで他科目とのバランスが取ることができるとは、以上のとおり、意見を申し上げます。</p>
4	弁護士（8人連名）	改正の必要はない。環境法を存続	<p>（意見の趣旨） 新司法試験の論文式による筆記試験の科目のうち、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）について</p>

<p>関する科目を司法試験選択科目として残していただくことを特に強く希望いたします。御参考までに、その主要な意見をお、上記の結論を導く過程で、以下のような意見が開陳されましたので、御参考までに、その主要な意見</p> <p>(1) 現行通り、「国際関係法（私法系）」という科目名を維持することに異存はない。</p> <p>(2) 選択科目名を「国際関係法（私法系）」に代えて「国際私法」とし、「国際取引法」は別科目とするこ とが望ましい。「国際取引法」の出題範囲がお不明確なために、受験生が選択しにくい状況がみられ るためである。</p> <p>(3) 「国際取引法」の出題範囲を「売買（C I S G）」に限定し、「決済」と「運送」を出題範囲から除外 すべきである。</p>	<p>新司法試験の選択科目における国際関係法（公法系）について、拙見を申し上げます。</p> <p>日本においては、一部の弁護士を除いて、裁判官を始めとする多くの法曹関係者の間における国際法の理 解不足が指摘されて久しくなります。法科大学院の設置に基づき新司法試験の実施は、このような状況の改 善にまたとない機会を提供するものと思われましたが、選択者数の低迷を見る限り、現状に対する踏み込ん だ対応が必要と思われま</p> <p>他方、国際連合に代表される国際社会の姿勢は、特に冷戦解消後においては、国際法、国際社会における 法の支配の重要性を一貫して強調するものであり、それには十分な理由があるといえます。具体的には、2 000年に出された国際連合事務局法務部（Office of Legal Affairs）の部長（事務次長：Under-Secretary-General ；法律顧問：The Legal Counsel）が、世界中のロー・スクールの部長（Dean）に宛てた声明文（AN APPEAL TO THE DEANS OF LAW SCHOOLS WORLDWIDE）（http://www.un.org/law/counsel/appeal.htm）がありま</p> <p>す。その後に おいても様々な取り組みが継続されてきています。これらについては、次のサイトを御覧ください。 http://www.un.org/en/law/index.shtml http://www.un.org/law/programmeofassistance/</p> <p>このような国際社会の動きに鑑みれば、国際関係法（公法系）を選択科目から外すという選択肢は論外で あり、あり得ません。</p> <p>また、選択者数を大幅に増加させることが強く求められるものであり、そのために考えられる改善策を早 急に導入することが不可欠です。国際関係法（公法系）を選択することに対する躊躇の理由には多々あると は思われますが、大きな理由の一つは、国際関係法（公法系）科目の開講（単位）数が少ないのに対して、 出題範囲が大変に広い（少なくともそのような印象を持たれている。）ことにあるように理解しています。 国際関係法（公法系）科目の開講（単位）数を増やすことには様々な困難がありますが、国際法の基本的理 解と能力の点検という司法試験として不可欠な点は、出題範囲を縮小することと十分に両立すると考えま す。</p> <p>望ましい出題範囲については別途慎重な検討がなされる必要があります。</p> <p>以上を鑑みて、次の2点を申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際関係法（公法系）を選択科目として維持すべきである。 2. 国際関係法（公法系）の出題範囲を現在よりも縮小すべきである。 <p>御 賢察のほど、よろしくお願</p>	<p>私は現在、法科大学院の3年に在籍しております。</p> <p>将来は刑事司法に携わりたいと考え、2年までは刑事系科目を中心に履修しております。しかし、新司 法試験の選択科目には刑事系科目が1つもないため、将来的に使う可能性のない選択科目を3年次にま めて履修し、予備校でも選択科目の講義を受講しています。</p> <p>裁判員制度や被疑者選考制度、被害者参加制度などが導入され、刑事弁護人の役割の重要性は増す一方が す。旧司法試験時代の選択科目には、「刑事政策」がありましたが、新司法試験において、刑事系選択科目が 一つもないのは、おかしいと思います。</p> <p>例えば、「国際関係法」は「公法系」と「私法系」に分かれています。どちらも選択者が極めて少ない</p>
<p>である。</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法（公法系）を存続すべきであるが、出題範囲を縮小すべきである。</p>	<p>刑事政策を追加すべきである。</p>
<p>8</p> <p>大学関係者</p>	<p>9</p> <p>法科大学院生</p>	

1 3	法科大学院生 (新司法試験合格者)			<p>第4に、国際化の傾向の中で、将来国際的に活躍する法曹が次第に増えていくものと思われま。国際法を身に付けておくことの重要性に対する認識を削ぐべきではありません。</p> <p>要旨：司法試験施行規則第1条について、今回は改正の必要はないとの考えに賛同するとともに、特に、今後国際関係法（公法系）は存続させるべきであると考えます。</p> <p>以下、若干の理由を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 経済のグローバル化とともに国際化の進展は今後もさらに進むと思われる。国際的な経済、人権等の諸事項に関する紛争解決が増加している今日、国際関係法（公法系）の理解が実務法曹にとってもますます重要性を帯びてくるようになった。</p> <p>(2) 特に、在留外国人の増加に伴い、国際人権法の分野においては、現実には条約の解釈適用が争われる重要な事項も漸増している。人権関係諸条約の国内適用を通じた法律アドバイスの提供が法律実務において重要なこととなる。そのため、国際人権法を法科大学院時代から学修すべきである。</p> <p>(3) 今後、国際的な個人通報制度への対応も喫緊の課題となるであろうから、国際法の解釈、特に人権条約に関する幅広い判例法の理解を踏まええた現実問題への対処が実務家としても不可欠のものとなっている。</p> <p>(4) 弁護士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われている。その中で、法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国との間で享有していくことが我が国にとつては必要である。我が国の法律分野における国際的地位を高めるためにも、国際人権法への理解は必須である。</p> <p>(5) 新司法試験における選択科目中において本科目の選択者が少数にとどまっていることについては、国際公法は英語が必要だという誤った印象があるのも一因であると思われる。よって、出題範囲は日本語で必要十分と明示する必要がある。</p>
1 4	その他（個人）			<p>今回、1条の8科目の改正が必要ないと聞いて安心しました。一時、国際法がなくなるとの噂がありましたが、それは時代に逆行していると思いますので、コメントしています。</p> <p>世の中はグローバル化の時代です。</p> <p>国際法が必修になるのは分かりますが、なくすのは絶対やめてほしいと思います。</p>
1 5	弁護士	消費者法を追加すべきである。		<p>■意見の趣旨</p> <p>■司法試験選択科目として「消費者法」を追加すべきである。</p> <p>■意見の理由</p> <p>私は消費者事件を多く扱う弁護士であるが、消費者被害からの救済に務める者として、意見を述べる。</p> <p>1 新司法試験制度は、市民に身近な司法を実現するために制度設計されるべきであり、日常的に発生する消費者事件に対応できる法律家が生み出されるべきであり、選択科目に「消費者法」が追加されることは必須である。</p> <p>2 選択科目改正については、①実務的な重要性や社会におけるニーズ、②法科大学院における講座開設状況、③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、④新司法試験の実施状況や出題内容の独自性、⑤司法修習の状況などを総合的に考慮することとされているが、以下のとおり、消費者法はこれらをすべて満たしている。</p> <p>3 (1) 消費者庁・消費者委員会が9月に発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようとしている現在において、消費者法の実務的重要性は明らかである。</p> <p>(2) また選択科目になっていないにもかかわらず、消費者法を講座として設置していない法科大学院はほとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。</p> <p>(3) 科目としての範囲についても、消費者庁に移管ないし共管とされている下記法律を取りあえずのべ</p>

<p>16 弁護士</p>	<p>消費者法を追加すべきである。</p> <p>＜意見の趣旨＞ 司法試験選択科目として「消費者法」は、法曹実務家としての資質、能力を判定するためには、必要不可欠の科目であり、司法試験科目として追加すべきである。</p> <p>＜意見の理由＞ 1. 新司法試験制度においては、市民のニーズに応える法曹の養成を通じて、市民に身近な司法を実現するためには、前提となる制度であり、日常的に発生する消費者事件に対応できる法律家を多数、生み出すためには選択科目として「消費者法」が追加されることは必要不可欠である。 2. 選択科目改正については、「①実務的な重要性や社会におけるニーズ、②法科大学院における講座開設状況、③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、④新司法試験の実施状況や出題内容の独自性、⑤司法修習の状況などを総合的に考慮すること」とされているが、以下に指摘する通り、消費者法はこれを全て満たしている。 (1) 本年9月に消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようとしている現在において、消費者法の実務的重要性はますます高まっているし、我が国の社会経済上の重要な役割は明らかである。 (2) 消費者法は、現状では司法試験の選択科目にもなっていないが、それにもかかわらず、「消費者法」の講座を設置していない法科大学院はほとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。 (3) 司法試験委員会は、「消費者法」が科目としての範囲の明確性に欠けるのではないかとこの指摘をすることができ、消費者庁に移管ないし共管とされている下記法律を取りあえずのベースと考えることが可能であり、出題範囲も明確となる。</p> <p>①景表法, ②JAS法, ③食品衛生法, ④健康増進法, ⑤家庭用品品質表示法, ⑥住宅品確法, ⑦特定預託契約法, ⑧特定商取引法, ⑨特定電子メーメル適正化法, ⑩貸金業法, ⑪割賦販売法, ⑫宅建業者法, ⑬旅行業法, ⑭食品安全基本法, ⑮消費生活用製品安全法, ⑯有害物質規制法, ⑰国民生活安定緊急措置法, ⑱消費者基本法, ⑲消費者契約法, ⑳個人情報保護に関する法律, ㉑無限連鎖講防止法, ㉒電子消費者契約法, ㉓金融商品販売法, ㉔出資法, ㉕国民生活センター法, ㉖製造物責任法, ㉗公益通報者保護法など (4) 出題内容の独自性についても、消費者側からの視点で事案を捉えて被害救済のための立論を行うという出題が様々な分野で考えられるのであって、十分独自性は確保される。 (5) 司法修習においても、司法研修所や実務研修などで、実際に消費者法は取り扱われている。 4 以上のとおりであるから、「消費者法」が直ちに選択科目として追加されるべきである。</p> <p>①景表法, ②JAS法, ③食品衛生法, ④健康増進法, ⑤家庭用品品質表示法, ⑥住宅品確法, ⑦特定預託契約法, ⑧特定商取引法, ⑨特定電子メーメル適正化法, ⑩貸金業法, ⑪割賦販売法, ⑫宅建業者法, ⑬旅行業法, ⑭食品安全基本法, ⑮消費生活用製品安全法, ⑯有害物質規制法, ⑰国民生活安定緊急措置法, ⑱消費者基本法, ⑲消費者契約法, ⑳個人情報保護に関する法律, ㉑無限連鎖講防止法, ㉒電子消費者契約法, ㉓金融商品販売法, ㉔出資法, ㉕国民生活センター法, ㉖製造物責任法, ㉗公益通報者保護法など (4) また、昨年「日本消費者法学会」も発足し、学術的にもその学問分野の独自性が強く主張され、昨年「シンポジウム」のテーマは「消費者法のアイデンティティであった。）、司法試験委員会は問題にする民法改正の可能性や改正議論を踏まえても、依然として「消費者法」の独自性や重要性は失われぬ。かえって、仮に消費者契約法に規定されている不実告知等のルールが民法の取り込まれたとしても、その考え方や法律上の理論については、これまで「消費者法」の分野で議論されてきたものを基礎として展開されるものであり、「消費者法」の学問分野としての独自性が損なわれる</p>
---------------	---

	<p>ことではない。 (5) 分野で扱われてきた民事法の論点を取り込むのは、事実上、不可能であり、別な科目として設定しなれば、仮に民法に消費者法的なルールが取り込まれれば、司法試験において民事系の科目で取り上げることが難しい。 (6) 出題内容の独自性について、消費者側からの視点で事案を捉えて被害救済のための立論を行うという分野で考えられるのであって、十分独自性は確保される。 (7) 司法研修所や実務研修などで、実際に消費者法は取り扱われているし、裁判官研修においても既に「消費者法」に関わる裁判官研修が実施されている。 4. 以上のとおりであり、消費者法は選択科目として追加されるべきことは当然である。</p>	
<p>17 団体 (国際法学会)</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法(公法系、私法系)を縮小するべきであるが、出題範囲を縮小するべきである。</p> <p>平成21年9月18日付けの司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集に関して、平成21年10月9日の国際法学会理事会の決定に基づき、下記のように意見を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際関係法(公法系)を選択科目として継続していくという結論は甚だ合理的であると判断する。現在、グローバル化の進展にもかかわらず、国家相互間の利益調整の必要性はますます重要となり、国境を越えた、個人・企業などにかかわる法律問題が多発している。こうした状況において、国際関係法(公法系)の重要性はますます高まっている。実務的な重要性や社会におけるニーズ、法科大学院や出題内容の口座開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、新司法試験の実施状況や出題内容の独自性などのいずれの点をとっても、選択科目として残すべきであると判断する。 2. 国際関係法(私法系)を選択科目として継続していく結論もまた、国際関係法(公法系)と同様に、極めて適切・妥当な判断であると考えられる。実務的な重要性や社会におけるニーズは改めて強調するまでもなく、また、法科大学院における講座開設数も多く、かつ選択科目としての受験者数も例年多いからである。引き続き選択科目として残すべきものである。 3. 国際関係法(公法系)については出題範囲を再考する余地があるかと判断する。現在、「国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限る」となっているが、他の選択科目と比較して、範囲が圧倒的に広いことには否めない。このことが例年国際関係法(公法系)を選択科目として受験する者の数が少ないことの一因となっている。具体的に除外される範囲としては、次の幾つかの分野を除くとして、出題範囲とす方式を提案したい。具体的には、国際法の中の幾つかが候補として考えられる。武力紛争法、中立法、国際機構法、宇宙法、国際環境法など。 5. 国際関係法(私法系)についても出題範囲は現行でも出題範囲は現行でも統一規則におおむね限定を要する。特に国際取引法のうち、海商法と関わる運送や統一規則におおむね限定を要する。特定範囲の明瞭な国際売買法にのみ限定すべきであろう。 	<p>必要はない。国際関係法(公法系、私法系)を縮小するべきであるが、出題範囲を縮小するべきである。</p>
<p>18 弁護士</p>	<p>【意見の趣旨】 司法試験選択科目として「消費者法」を追加すべきである。</p> <p>【理由】 1 新司法試験制度は、市民に身近な司法を実現するために制度設計されるべきであり、日常的に発生する消費者事件に対応できる法律家が生み出されるべきである。そのためには、選択科目に「消費者法」を追加する必要がある。 2 選択科目改正については、①実務的な重要性や社会におけるニーズ、②法科大学院における講座開設状況、③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、④新司法試験の実施状況や出題内容の独自性、⑤司法研修の状況などを総合的に考慮することとされているが、消費者法は次の通り、これらを総合的に考慮すると、選択科目にふさわしい。</p>	<p>消費者法を追加すべきである。</p>

19	弁護士	消費法を追加すべきである。	<p>3 (1) 実務的な重要性や社会におけるニーズ 消費者庁・消費者委員会が9月に発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようとして いる現在において、消費者法の実務的重要性は明らかである。</p> <p>(2) 法科大学院における講座開設状況について また選択科目になつていないにもかかわらず、消費者法を講座として設置していない法科大学院は ほとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。</p> <p>(3) 科目としての範囲の明確性 これについても、消費者庁に移管ないし共管とされている下記法律を取りあえずのベースと考える ことが可能であり、出題範囲も明確となる。</p> <p>記 ①景表法, ②JAS法, ③食品衛生法, ④健康増進法, ⑤家庭用品品質表示法, ⑥住宅品確法, ⑦特 定預託契約法, ⑧特定商取引法, ⑨特定電子メール適正化法, ⑩貸金業法, ⑪割賦販売法, ⑫宅地建 物取引業法, ⑬旅行業法, ⑭食品衛生法, ⑮消費生活用製品安全法, ⑯有害物質規制法, ⑰国民 生活安定緊急措置法, ⑱消費者基本法, ⑲消費者契約法, ⑳個人情報情報の保護に関する法律, ㉑無限 連鎖講防止法, ㉒電子消費者契約法, ㉓金融商品取引法, ㉔出資法, ㉕国民生活センター法, ㉖製 造物責任法, ㉗公益通報者保護法など</p> <p>(4) 出題内容の独自性 消費者側からの視点で事案を捉えて被害救済のための立論を行うという出題が様々な分野で考えら れるのであって、十分独自性は確保される。</p> <p>(5) 司法修習野状況 司法修習においても、司法研修所や実務研修などで、実際に消費者法は取り扱われている。</p> <p>4 以上のおりであるから、「消費者法」が直ちに選択科目として追加されるべきである。</p> <p>第1 意見の趣旨 司法試験選択科目として「消費者法」を追加すべきである。</p> <p>第2 意見の理由 1 新司法試験制度は、市民に身近な司法を実現するために制度設計されるべきであり、日常的に発生する 消費者事に対応できる法律家が生み出されるべきであり、選択科目に「消費者法」が追加されることは必 須である。</p> <p>2 選択科目改正については、①実務的な重要性や社会におけるニーズ, ②法科大学院における講座開設状 況, ③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況, ④新司法試験の実施状況や出題内容の独自性, ⑤司法修習の状況などを総合的に考慮することとされているが、以下の通り、消費者法はこれらをすべて 満たしている。</p> <p>(1) 消費者庁・消費者委員会が9月に発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようとしてい る現在において、消費者法の実務的重要性は明らかである。</p> <p>(2) また選択科目になつていないにもかかわらず、消費者法を講座として設置していない法科大学院はほ んどない状況であり、学生の関心も極めて高い。</p> <p>(3) 科目としての範囲について、消費者庁に移管ないし共管とされている下記法律を取りあえずのベ一 スと考えることが可能であり、出題範囲も明確となる。</p> <p>①景表法, ②JAS法, ③食品衛生法, ④健康増進法, ⑤家庭用品品質表示法, ⑥住宅品確法, ⑦特定 預託契約法, ⑧特定商取引法, ⑨特定電子メール適正化法, ⑩貸金業法, ⑪割賦販売法, ⑫宅地建物取 引業法, ⑬旅行業法, ⑭食品衛生法, ⑮消費生活用製品安全法, ⑯有害物質規制法, ⑰国民生活安 定緊急措置法, ⑱消費者基本法, ⑲消費者契約法, ⑳個人情報情報の保護に関する法律, ㉑無限連鎖講防 止法, ㉒電子消費者契約法, ㉓金融商品取引法, ㉔出資法, ㉕国民生活センター法, ㉖製造物責任法, ㉗ 公益通報者保護法など</p>
----	-----	---------------	---

2 1	大学関係者	改正の必要はない。国際関係法(公法系)を存続すべきである。	<p>選択科目中、国際関係法(公法系)は今後も存続させていたただくよう強くお願い申し上げます。</p> <p>グローバル化・諸外国との相互依存関係が深まる現代的な国際社会(公法)の基本的な理解なくしては、国民生活に寄与する法律実務はなしえないものと考えます。国際人権条約やWTO諸協定・二国間のFTAやEPA等、国民生活に多大な影響を及ぼす条約が日々多数締結されているほか、科学技術・ITの進歩に伴い、慣習国際法規の形成も加速化の度合いを増やさないように思っています。今後増えることからも減らす必要はないでしょう。</p> <p>しかし、昨今、一部の偏見・誤解から、国際関係法(公法)の必要性ないし非重要性を説く声がかかれています。これは誠に遺憾といわねばなりません。国際法規の実施の多くは国内法に委ねられている一方で、国内法の域外適用や在留外国人への適用などの適用面も、国内法と異なるケースも少なくなく、国内法と国際法との交錯現象は今後も多岐にわたる見出されることがあります。こうした問題への対処を怠らなためにも、国際社会において名譽ある地位を占めたいと願う我が国が国際的・国家的責任があると思えます。この点では、国を挙げて、国際関係法(公法)教育の充実を図る施策が必要であると考えます。</p> <p>以上から、標記選択科目中、国際関係法(公法系)は今後も是非存続させたいと強くお願い申し上げます。</p> <p>かつとも、現状の国際関係法(公法)の試験問題が、その内容・難易度の点において、適切なものであるかどうかは別途議論の余地があると思われまます。新司法試験制度導入以降の国際関係法(公法)の出題は、いたずらに難解な問題が含まれているものが少なくないように思います(恐らく、そのことが、国際関係法(公法系)選択者数の著しい減少を招いているものと思料いたします)。しかし、これは専ら出題サイドの問題であって、上記で述べた国際関係法(公法)の必要性・意義を何ら減じるものではありません。試験問題の内容・難易度の適切性については、今後関係学会や実務家を交えた真摯な議論をしていただくことを強く要望いたします。</p>
2 2	大学関係者	消費者法を追加すべきである。	<p>「司法試験法施行規則第1条」を改正し、「消費者法」を試験科目とすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 法科大学院を育成し、もって広く社会の基となる法学教育を通じた法曹養成の基本的な事項は、市民の人権の尊重を理念として、労働法や国際関係法(私法系)が重要な市民の人権が、選択科目として、現代社会でも重要な市民の人権が、消費者としての権利である。それは、すべての市民に普遍的な権利であって、法曹として当然に認識すべきものである。</p> <p>(2) 消費者法にかかわる理論的發展は著しいが、その相当な部分に法律実務家がかかわっている。その意味で、法科大学院には、理論と実務とが一体となりの素材として発展している法領域である。理論と実務とを架橋する役割は、法科大学院が果たしている。例えは、倒産法や労働法、知的財産権法と並んで、消費者法は「講義」と「演習」を開講している。講義を研究者が、演習を実務家教員が担当することで、院生は消費者をめぐる法についての理論と実務とを具体的に理解することができる。それは法曹としての資質の涵養に大きな意義がある。</p>

て、法務省が「提示された内容に関する調査事項につきましても、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを集め、調査検討を行ってまいりたい」と発言したところから、公開された「検討基準」を踏まえた委員会で十分な議論が尽くされたとはいえない。また法務省と内閣府との合意文書である「考慮すべき事項」に沿った実態調査が、必ずしも実施されない項目もあるようである。

(2) 法務省が「提示された内容に関する調査事項につきましても、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを集め、調査検討を行ってまいりたい」と発言したところから、公開された「検討基準」を踏まえた委員会で十分な議論が尽くされたとはいえない。また法務省と内閣府との合意文書である「考慮すべき事項」に沿った実態調査が、必ずしも実施されない項目もあるようである。

(3) 法務省が「提示された内容に関する調査事項につきましても、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを集め、調査検討を行ってまいりたい」と発言したところから、公開された「検討基準」を踏まえた委員会で十分な議論が尽くされたとはいえない。また法務省と内閣府との合意文書である「考慮すべき事項」に沿った実態調査が、必ずしも実施されない項目もあるようである。

(4) 法務省が「提示された内容に関する調査事項につきましても、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを集め、調査検討を行ってまいりたい」と発言したところから、公開された「検討基準」を踏まえた委員会で十分な議論が尽くされたとはいえない。また法務省と内閣府との合意文書である「考慮すべき事項」に沿った実態調査が、必ずしも実施されない項目もあるようである。

3. 理由について
 (1) ① 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

② 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

③ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

④ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

⑤ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

⑥ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

⑦ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

⑧ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

⑨ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

⑩ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

⑪ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」(松島洋委員)、「法と経済学」(木村光江委員)、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なものがある。「法と経済学」は、………

⑫ 「実務的な有用性・汎用性」は高い
 第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件数(知的財産法)、国税不服審判所の審査請求件数(租税法)、公害苦情件数(環境法)などが、実態調査を踏まえたデータとして提示され、それが、それゆえ直ちに法と経済学の有用性が低いという点に留意すべきであらう。

	<p>約に関する幅広い判例法の理解を踏まえた現実問題への対処が実務家としても不可欠のものとなっている。</p> <p>(4) 弁護士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われている中で我が国の法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国と共有していくことが必要である。その場合に、国際法の理解は不可欠である。</p> <p>(5) 新司法試験における選択科目中に選択者が少数であるのは、出題範囲が広いという印象があるのも一因であると思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。</p>		<p>約に関する幅広い判例法の理解を踏まえた現実問題への対処が実務家としても不可欠のものとなっている。</p> <p>(4) 弁護士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われている中で我が国の法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国と共有していくことが必要である。その場合に、国際法の理解は不可欠である。</p> <p>(5) 新司法試験における選択科目中に選択者が少数であるのは、出題範囲が広いという印象があるのも一因であると思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。</p>
27	<p>弁護士</p> <p>消費者法を追加すべきである。</p>	<p>【意見の趣旨】 司法試験の試験科目に、「消費者法」を盛り込むべきだと思います。</p> <p>【意見の理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての人は消費者として生活しており、消費者法は最も国民に身近な法律です。 2 ですから、町医者のような市民に身近な法律家としての弁護士には、必須の知識といえます。 3 消費者法は、労働法と同じく民法の特別法であり、民法の規定を消費者保護の趣旨からどのように修正していくのかという、特別法を理解する上での基本的な解釈手法を、消費者法の学習により得ることができ 4 ます。 5 教科書も複数出版されていて、体系化も図られています。 6 現在多数のロースクールで消費者法の講義が行われており、ロースクール教育の中で定着しています。 7 国民の生活に最も密着した消費者法が試験科目に入らず、企業法務系の科目が入っていることは、国民の視点からすれば理解しにくいことだと思います。 8 国民に身近な法律家を養成するという司法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目となることは、国民にとっ 9 ては当然のことというのではないでしょうか。 10 以上、国民の理由から、私は、司法試験科目に消費者法を加えていただくことが是非とも必要だと考えます。 	<p>消費者法を追加すべきである。</p>
28	<p>大学関係者</p> <p>改正の必要はない。国際関係法(公法系)を存続すべきである。</p>	<p>「今回は改正の必要はない」との意見に賛成します。とりわけ、国際関係法(公法系)については、国際経済法を出題範囲とすることを含め、現状を維持すべきと考えます。</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法(公法系)を存続すべきである。</p>
29	<p>大学関係者</p> <p>改正の必要はない。国際関係法(私法系)を存続すべきであるが、出題範囲を縮小すべきである。</p>	<p>【主位的意見】 「国際関係法(私法系)」は名称を「国際私法」と変更して存続すべきである。「国際私法」の出題範囲は、狭義の国際私法(民法と会社法の涉外実質法規定を含む)と国際民事手続法(国際倒産法は除く)に限</p> <p>【理由】 国際私法及び国際民事手続法は私法系の国際関係法のうち最も基本的な法分野である。新司法試験では基礎的な法令の解釈適用能力を試すべきであるから、これらに限定するのが適切である。また、それ以外の国際取引法は性質の異なる法分野であり、1科目にまとめることには無理がある。</p> <p>【予備的意見】 国際取引法をも含めて「国際関係法(私法系)」として存続するのであれば、国際取引法の範囲からは、国際支払を除き、国際売買と国際運送に関する、日本において実定法としての効力を有する法令(私法)に限定すべきである。</p> <p>【理由】 国際支払を入れたとした場合、国内法令や日本が締結国となっている条約で国際支払について体系的にまと</p>	<p>改正の必要はない。国際関係法(私法系)を存続すべきであるが、出題範囲を縮小すべきである。</p>

30	その他（個人）	改正の必要はない。国際関係法（公法系）を継続すべきであるが、私法系の出題範囲を縮小すべきである。	<p>がら、信用状態統一規則がその中心的な内容と予想される。しかし、これはかなりの技術的な性質の強い規定も多く含むもので、これが基礎的知識とは言えないと思われる。</p> <p>1. 今日の世界各領域におけるグローバルゼリーバージョンと市民生活の国際化が顕著であることにかんがみ、我が国が国際法曹資格付与のための新司法試験の選択科目のひとつとして国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の2科目が規定されていますことは至当であり、今後とも両科目が維持されるよう強く要望申し上げます。</p> <p>2. 特に国際関係法（公法系）の科目につきましても、これまで同科目の受験者数以外の科目に比し非常に少ないこととどまっています。同科目の対象範囲が、国際法、国際経済法の3科目にわたるものが明記されているため、付随的趣旨説明の中で国際法の基本知識を問うの注記はなされてまいこととの、関心を有する受験生に対し、同科目受験準備のためには、これら3科目の完全マスターが必須といわば強迫観念を与え、これを回避ないし遠ざける結果となってしまうのが実情であると考えます。</p> <p>3. 我が国が国際関係法（公法系）の科目の規定の仕方につき配慮が必要であり、是非出題範囲として国際法に關連する国際法の基本知識を問う問題も含まれる」といった表現の仕方の採用を是非御検討いたされたいと思っております。</p> <p>3. 我が国が国際法裁判のこれまでの判例において、国際法、国際人権法に關する理解が不十分との批判的見方が判官を含まず、国際法に關する知識は益々必要となつてきています。よつて、我が国法曹養成のために、法科大学院における関係教育の充実とともに、新司法試験選択科目として国際関係法（公法系）への関心、受験者数を増大させることが必須であると考えます。上記2. についで、御検討を強く要望いたします。</p>
----	---------	--	--